

第二期地方分権改革に関する指定都市の意見

(第4次提言)

〔概要版〕

平成21年3月

指 定 都 市 市 長 会

第1章 第二期地方分権改革に関するこれまでの取組み

◆ 指定都市のこれまでの提言

【第1次提言（H19.8）】

～中間的な取りまとめに向け発出～

- 指定都市の基本的な考えを提示
- 個別分野の改革提案（教育、子育て支援等）

【第2次提言（H20.2）】

～第1次勧告に向け発出～

- 国・道府県・指定都市のあるべき役割分担を提示
- 個別分野の改革提案（土地利用、道路、河川海岸等）

【第3次提言（H20.10）】

～第2次勧告等に向け発出～

- 第1次勧告及び地方分権改革推進要綱（第1次）の評価
- 第2次勧告に向けた提案事項
- 今後に向けた意見
 - ・ 大都市における税財政制度について

○ 個別分野の主な提案事項（詳細は別表のとおり）

- ・ 「河川」… 指定都市の区域内で完結する河川について、指定都市が主体的に管理できるよう制度を見直すこと
- ・ 「道路」… 指定都市の区域内の道路全ての整備・維持管理権限を移譲すること
- ・ 「義務教育」… 給与費負担の移管とそれに伴い必要となる所要額全額を税源移譲により措置すること
- 法令等の関与、義務付け・枠付けを廃止・縮小すること
- 国の出先機関の見直しにあたって、職員等の移行が国の一方的なものとならないこと
- 大都市制度のあり方について検討を行うこと
- 国・地方の税源配分を是正すること
- 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化を図ること

○個別分野の主な提案事項

別 表

個別分野	主な提案事項	勧告への反映状況
災害対策	・ 防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を指定都市に移譲すること	△
土地利用	(都市計画関係) ・ 指定都市の区域内における都市計画に関する権限を包括的に移譲すること	○
	(農地転用・農業振興地域関係) ・ 指定都市の区域内における農地転用の許可等の権限を移譲すること	△
河川	・ 指定都市の区域内で完結する河川について、国土保全上及び道府県土保全上重要なものを除き、指定都市が主体的に管理できるよう制度を見直すこと (単に指定都市の区域内を流下する河川であっても協議により管理できる制度とすること)	×
道路	・ 指定都市の区域内の全ての国道(高速自動車国道を除く。)、道府県道及び市道について指定都市が一体的で効率的な道路管理を行えるようにすること	△
生活保護	・ 生活保護制度を持続可能な制度とするため国の責任で全額財源措置すること	×
国民健康保険	・ 国民皆保険制度を維持するため、公的医療保険制度を全て一本化したうえで、国が保険者として運営すること	×
子育て支援	・ 私立幼稚園の設置認可に関する権限及び認定こども園の認定に関する権限(認定基準の作成に関する権限を含む。)を指定都市に移譲すること	×
義務教育	・ 学級編制や教職員定数、教職員配置等に関する包括的な権限を指定都市に移譲すること ・ 道府県費負担教職員の給与費負担の移管に伴い必要となる所要額全額を税源移譲により措置すること	○

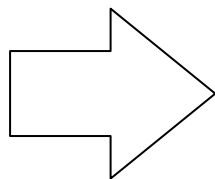
凡例：○・・・意見が反映された項目 △・・・意見が一部反映された項目 ×・・・意見が反映されていない項目

第2章 第3次勧告に向けた提案事項

1 これまでの取組みを踏まえた提案事項

◆指定都市の提案事項の勧告への反映状況

- ・基礎自治体の役割に加え、圏域を支える役割等も担っており、一般市と異なる権限移譲が示されるべき
- ・「義務付け・枠付けの見直し」で勧告に反映されなかった条項がある
- ・「大都市制度のあり方」について全く議論が行われていない

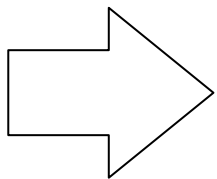


【地方分権改革推進委員会への提案事項】

- ・第1次勧告で反映されなかった権限移譲について、再度検討を行うこと
- ・義務付け・枠付けについては、第2次勧告で取り上げられていない指定都市の提案事項について廃止等の見直しを行うこと

◆国の対応

- ・都市計画や福祉など多くの分野において、権限移譲や自由度拡大に対する各府省の消極的な姿勢
- ・新たな関与の創設など地方分権の趣旨に逆行した動き



【政府への提案事項】

- ・政府主導のもと、地方分権改革推進委員会の勧告や地方の意見に沿った地方分権改革推進計画の策定、新分権一括法案（仮称）の早期国会提出に向け積極的に取り組むこと

2 「大都市における税財政制度」に関する提案事項

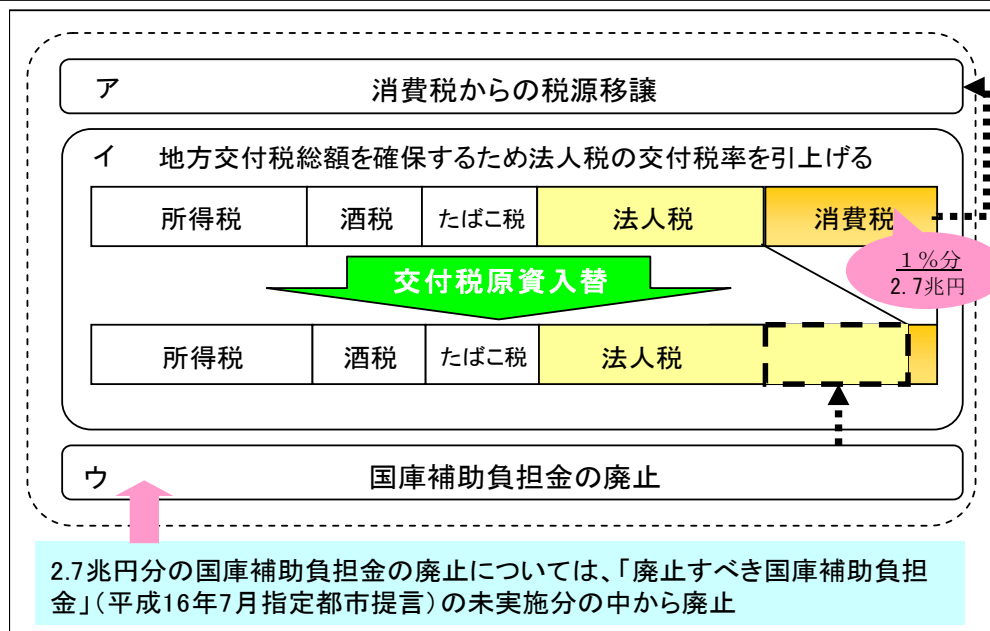
(1) 地方税財政制度について

【提案事項】

- ・ 第二期地方分権改革の中で、国と地方の「税の配分」について、国税から地方税への税源移譲を進め、当面、5 : 5 とすることを確実に実現すること
- ・ また、税源移譲にあたっては、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税から行うこと
- ・ 国と地方の税の配分 5 : 5 の実現に向けて、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の一体的な改革を実施すること

一体的な改革の具体例

地方交付税原資に算入されている消費税からの税源移譲（1%分、2.7兆円）を実施



国と地方の税源配分を5 : 5 とするため税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の改革を一体的に実施する具体例。

- ア 地方交付税原資である消費税（例えば1%、2.7兆円）の税源移譲
- イ 消費税を税源移譲した後の地方交付税原資について、法人税の交付税率を上げることにより地方交付税総額を確保
- ウ 税源移譲と同額（この例では2.7兆円）の国庫補助負担金を廃止

国の収支を維持したままで、実現可能

消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲（4.3兆円）

なお、税源移譲により地方交付税原資の減少が生じることのないよう、地方交付税の法定率引上げによる対応が必要

国庫補助負担金の見直し

真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めること

三位一体の改革で行われたような単なる国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと

「廃止すべき国庫補助負担金」(平成16年7月指定都市提言)未実施分
(単位:億円)

事 項		主なもの	20年度予算額
奨励的補助金 (地財法16条)	投資	水道施設整備費補助	5,707
	経常	公的賃貸住宅家賃対策補助	285
	義務	児童育成事業費補助金	1,583
国庫負担金 (地財法10条)	投資	下水道事業費補助	9,296
	義務	義務教育費国庫負担金	20,217
小 計			37,088
社会資本整備事業特会	地方道路整備臨時交付金等		12,015
合 計			49,103

国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業負担金については廃止すること

国直轄事業を地方自治体に移譲する場合は、必要経費全額を税源移譲により財源措置すること

国直轄事業に対する指定都市の負担例

(平成18年度決算ベース)

(単位:億円)

区分	事業費	指定都市負担額	負担割合
国道整備・管理	1,934	732	38%

地方交付税制度

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消や税源移譲に伴う地方交付税原資の減少については、地方交付税の法定率引上げによって対応すること

新たな役割分担に応じた財源措置

指定都市の主張している事務権限(国管理の一般国道や河川など)の移譲、道府県費負担教職員の給与費負担が移管される場合には、その経費全額を税源移譲により財源措置が必要!

(2) 大都市特例税制について

【提案事項】

- ・ 今後の地方分権の進展に伴い、指定都市が道府県に代わって行う役割を自主的・自立的に果たしていくために、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による大都市特例税制を創設すること

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

(平成20年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

3,724億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の整備・管理等

同左税制上の措置

2,342億円

税制上の措置不足額

1,382億円

税制上の措置済額

道府県から指定都市への事務移譲・権限移譲に応じた所要額

さらに、道府県費負担教職員給与費負担(7,931億円)や市域内を流れる道府県管理河川の整備・管理(190億円)など新たに指定都市の役割分担となった場合における事務事業の負担増についても税制上の措置が必要!!

(平成18年度決算をもとに推計)

このほかにも
指定都市は大都市
特有の財政需要を
担っている

[参考]大都市特有の財政需要

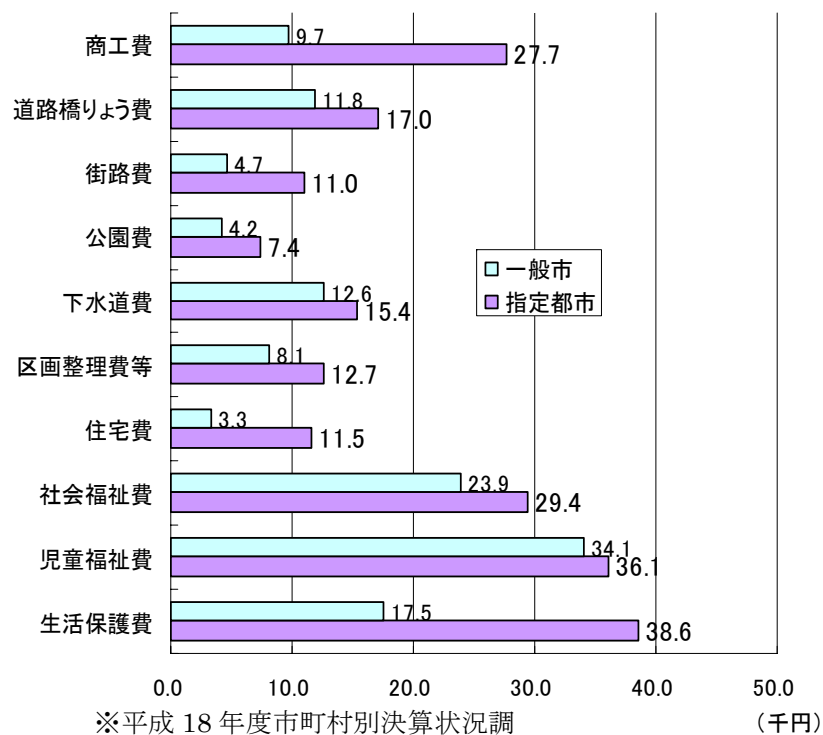
圏域における中枢都市としての財政需要

- ・人口や産業の集積に伴い必要とされる都市的インフラの整備等にかかる財政需要
- ・経済活動をけん引するため生じる財政需要
- ・高度医療や教育・文化の中心都市としての財政需要

人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要

- ・生活インフラの問題に対する財政需要
- ・セーフティネットにかかる問題に対する財政需要
- ・安全・安心にかかる問題に対する財政需要

市民一人当たり歳出額



大都市特有の財政需要の主なもの

(単位：億円)

項目	経費	国負担分	道府県負担分	市負担分等
都市的インフラの整備等				
国道整備等負担金	約1,900	約1,200		約700
下水道事業	約3,650			約3,650
都市交通への出資等	約580	約30		約550
交通渋滞対策	約320	約130		約190
自転車駐車対策	約160	約10		約150
経済活動をけん引				
企業活動支援	約160			約160
中小企業対策	約4,640			約4,640
高度医療、教育・文化の中心都市				
高度医療を担う市立大学附属病院の整備・運営	約160			約160
市立大学の整備・運営	約480			約480
生活インフラ				
保育所関係経費	約3,150	約560		約2,590
放課後学級経費	約190	約10		約180
セーフティネット				
生活保護費等	約9,300	約6,600		約2,700
ホームレス対策費	約30	約10		約20
安全・安心にかかる問題				
特別高度救助隊の整備・運営	約20			約20
消防ヘリコプターの整備・運営	約50	約10		約40

※平成18年度決算、10億円未満は切り捨て。

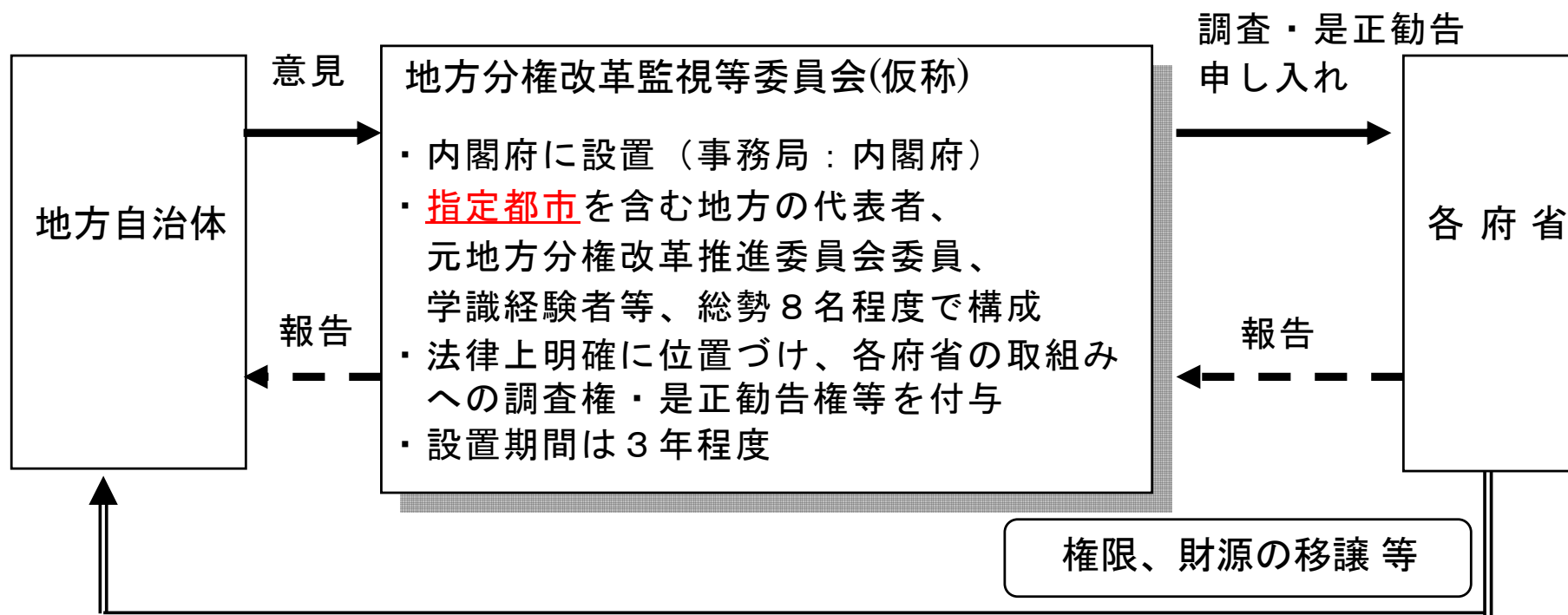
第3章 今後に向けた提案事項

1 真の地方分権改革の実現を担保するための仕組みの構築

【提案事項】

- ・ 地方分権改革推進法の失効後、地方分権改革推進委員会に代わる組織として「地方分権改革監視等委員会（仮称）」を内閣府に設置すること
- ・ 上記委員会には、指定都市を構成メンバーとすること
- ・ 上記委員会を法律上明確に位置づけ、調査権及び是正勧告権等を付与すること

地方分権改革推進委員会解散後に設置される地方分権改革監視等委員会（仮称）



2 新たな大都市制度の早期創設に向けて

【提案事項】

- ・ 大都市の実態に即応した税財政制度を含め、「大都市制度のあり方」について早急に検討すること

現行指定都市制度

50年以上も前に暫定的な措置として創設

【現行の指定都市制度の問題点】

- ・ 特例的・部分的で**一体性・総合性を欠いた事務配分**となっている
- ・ 事務配分に応じた**税財源措置がない**
- ・ 道府県との役割分担があいまいとなっており、「**二重行政**」の弊害が生じている

広域自治体から独立して存在する「特別市」や「大都市州」なども含め、さまざまな制度を視野に入れた検討が必要

◇地方分権改革推進委員会

「中間的な取りまとめ」(H19.11.16)

- ・ 大都市の地域であっても国の法令による全国一律の義務付け・枠付けが必要なのか、大都市に対しても関与が必要なのか、大都市に対してさらなる権限移譲ができないのか、という視点を常に保持することが必要
- ・ 従来、国、都道府県が対応することとされてきた大都市地域の課題であっても、大都市自身が周辺の市町村と連携しながら処方箋を用意するという役割を付与すべき
- ・ 大都市制度のあり方についてそれを支える税財政制度を含めて検討すべき

具体的な議論が
されていない！